

## 改正「債権法」施行は2020年4月

2018年の民法改正を受けて、今年から順次、改正法の施行が行われています。

先日訪問した顧問先の病院では、入院患者と交わす「入院保証契約」に記載すべき文言が、民法改正の影響で、2020年から大きく変わるので、どのように対処してよいかというご質問を受けました。

民法という法律は、総則、物権、債権、親族相続で構成されていますが、私たち税理士は相続業務に直結する「親族相続」にもっぱら注目しているので、ビジネス実務において重要な「債権」の研修を受ける機会がありません。さきほどの病院のご質問にも、調べたうえでお答えしますという、対応しかできませんでした。

知り合いの弁護士にレクチャーを受けたところ、約120年ぶりに改正された民法の「債権法」改正の全貌をつかむのは難しいので、まずざっくりと2分類することが大切だということでした。

まずひとつめは、取引の複雑高度化、情報化社会の進展など、社会経済の変化に対応した改正項目で、「ルールそのものが変わったもの」ととらえられます。ふたつめは、判例や通説的見解を明文化した項目で、現状の実務を大きく変えるものではないけれども「ルールの詳細を明記したもの」ととらえることができます。

改正法への対応という観点から、実務家が必ず押さえておかなければならないのは、ひとつめの「ルールそのものが変わったもの」のほうです。

### ■ 契約書などを必ず見直すべきもの

ルールそのものが変わったものは、「強行法規」と言われ、自社で使用している契約書や約款もこれに合わせて変更する必要があります。

たとえば改正民法では、保証人が個人である根保証契約（さきほどの病院のご質問にあった、連帯保証人に対する債務保証契約がこれです）においては、「極度額」を定めなければ無効とされます。入院患者の連帯保証人には「極度額〇〇円」という記載の契約書に署名押印してもらわなければなりません。

ちなみに、厚労省公表のQ&Aでは「極度額は入院診療費の請求額とする」というあいまいな文言では契約自体が無効とされています。入院患者と保証人の納得を得られて、病院のリスクを最小限にするような、保証人が負担すべき上限額を、各病院の責任において決定し、契約書にきちんと記載する必要が生じます。

債権法改正の施行は、2020年4月1日ですので、期限までに根保証契約の文言修正に着手しなければなりません。

契約書や約款の修正が必要な「強行法規」にあたるものとして、上記のほかに、職業別短期消滅時効の廃止など時効期限の原則5年への統一、法定利息の引き下げ（年5%から3%）、法定利息の変動制などが挙げられます。

強行法規については以上のとおりですが、今回改正項目の多くが、契約等、当事者間の合意によって変更が可能な任意規定です。したがって、改正法と異なる内容が契約書に記載されていたとしても、必ずしも契約変更が必要ではありません。しかし、民法と異なる合意をすることは可能でも、注意したい項目があります。

この任意規定のうち検討すべき項目として、以下に述べる2点が挙げられます。

## ■ 「瑕疵（かし）」から「契約不適合」へ

今回の改正によって、「瑕疵」という言葉が削除され、新たに「契約不適合」という言葉が導入されました。「瑕疵」とは「欠陥」のことで、おもに社会通念に照らして「欠陥」のある場合には、売り手は買い手に対して「瑕疵担保責任」といって、契約の解除や損害賠償の義務を負うとされていました。

今回の改正では、これに代わって「契約不適合」という概念が導入されます。これは「目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの」を指しており、当事者の合意（契約）に適合するか否かという合意重視の考え方になります。

したがって、契約当事者が契約書において目的物をしっかりと表現しておいた場合で、この目的物からはずれた取引が行われた場合には、買主には明確な権利が与えられます。

まず、①「追完請求」（修補請求、代替物品請求、不足物請求）ができます。これは瑕疵担保責任ではカバーされていなかった権利です。次に、②追完請求ができない場合に「代金減額請求」が可能です。追完できない場合には値下げをさせるという権利です。従来の民法では損害賠償で手当てされてきたものが、新たに整備されました。そして従来の民法と同じく、③損害賠償請求 および ④契約解除が可能となります。

目的物が不完全な場合の補償を明確にしたい場合には、目的物を明確にしたうえで、契約書上、次のように記載するなどが提案されています。

買主は商品の引き渡しを受けた1年以内に、商品に直ちに発見することができない、種類、品質又は数量に関して本契約に適合しないもの（以下、契約不適合という）があることを発見したときは、売主に対して代品の納入、契約不適合の補修又は代金減額を請求することができる。

## ■ 債務不履行による解除

これまでの民法では、債務不履行に基づいて契約を解除するためには、相手のミスがあった場合のみ解除できたのですが、改正法ではこれを改めています。旧契約に縛られるより、早く次の取引先を探して契約したいという要請にこたえるためです。「いつまでに改善してほしい」という催告を行って、それでも改善されない場合の「催告による解除」、相手が破産手続き開始をした場合等の「催告によらない解除」の両ケースが認められます。

いずれの改正も「当事者間の合意」という点に力点が置かれているように感じます。来年4月までに専門家にチェックを依頼することをお勧めします。 （所長 瀬戸 英晴）